

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する 重要事項説明書

R7.4.1～

あなた（または、あなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの内容

利用者が可能な限り、その居宅において尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し適切な介護予防サービス計画を作成し、かつ、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整を行います。

- ① 介護予防サービス計画の作成
- ② 介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助
- ⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業の申請に対する協力、援助
- ⑧ 相談業務

2. 入院時における医療と介護の連携

利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、計画作成担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくこととなります。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合などは、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、意見を求めた主治医等に介護予防サービス計画を交付することとなります。

また、訪問介護事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当者自身が把握した利用者の状態などについて担当者から主治医や歯科医師、薬剤に必要な情報伝達を行なうこととなります。

3. 指定介護予防サービス事業所等の紹介等

利用者は、介護予防支援及び介護予防マネジメントの提供を受けるにあたり、複数の指定介護予防サービス事業等の紹介を求めることができます。また、当該事業所介護予防ケアプランに位置づけた理由についても求めることができます。

4. 障がい福祉制度の相談支援専門員との連携等

障がい福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合に、担当者と障がい福祉制度の相談支援専門員と連携を図るために、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者と連携を行ないます。

5. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	高島町地域包括支援センター次長 竹田 恭一
-------------	-----------------------

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス利用の際に、サービス提供事業所または養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、保険者に報告するとともに速やかに対応します。

6. 個人情報の提供について

(1) 使用目的

介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを利用するにあたって、介護予防サービス計画を策定する地域包括支援センターおよび地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所、また介護予防サービス事業所、介護予防・生活支援サービス事業所、介護保険施設、医療機関等に必要な情報を提供することにより、円滑に介護予防支援等の利用ができるようにすることを目的とします。

(2) 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

(3) 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・介護認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・介護予防サービス計画の内容
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

7. 営業日および営業時間

- ◆ 営業日：月曜日～金曜日
- ◆ 休業日：土・日曜日、祝祭日、年末年始
- ◆ 営業時間：午前8時30分～午後5時15分

8. 職員の職種、員数および職務内容

職 種	資 格	常勤(人)	非常勤(人)	職務内容
センター所長	保健師・主任介護支援専門員	1		総括管理・運営等
センター次長		1		
保健師	保健師	2		介護予防支援業務 介護予防ケアマネ ジメント業務
社会福祉士	社会福祉士	2	1	
主任介護支援専門員	介護支援専門員	(1) センター長兼務	1	
介護支援専門員	介護支援専門員		2	
事務職		3		事務

9. 利用料金

(1) 介護予防支援費 ※ 自己負担はありません。

初回利用月	7, 420円
2か月目以降	4, 420円

(2) 委託連携加算

指定居宅介護支援事業所委託連携加算	3,000円
-------------------	--------

10. 実施地域

高島町全域

11. 相談・苦情の窓口

当事業所の介護予防支援に関する相談・苦情については、下記のところで承ります。

担 当	高島町地域包括支援センター次長 竹田 恭一
電 話	0238-52-4495

12. 当事業所の概要

名 称	指定介護予防支援事業者 高島町地域包括支援センター
所在地	〒992-0351 高島町大字高島379番地の1 (R7.4.1~4.30) 高島町大字高島436番地 (R7.5.1~)
代表者氏名	高島町長 高梨 忠博
電話番号	0238-52-4495
FAX番号	0238-52-1543

介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、サービス内容及び重要な事項を説明しました。

事業者	名称	高畠町地域包括支援センター
	所在地	〒992-0351 高畠町大字高畠 3 7 9 番地の 1 (R7.4.1~4.30) 高畠町大字高畠 4 3 6 番地 (R7.5.1~)
	説明者	

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についてのサービス内容及び重要な事項の説明を受けました。

また、私及び私の家族の個人情報については、6. で記載のあった必要最小限の範囲で使用することに同意します。

利用者	住所	〒 — 高畠町大字
	氏名	
代理人	住所	〒 —
	氏名	